

# ROOTS ソフトウェアライセンス契約書

(2018年6月1日改定)

お客様（以下「ユーザー」という。）と株式会社平凡社地図出版（以下「弊社」という。）は本ソフトウェアの使用に関し、次の通り契約します。

## ■ライセンス

1. 株式会社平凡社地図出版は、本製品を購入され、本ソフトウェアライセンス契約書に合意されたユーザーに対し本ソフトウェア、および収録されたファイルを同時に1台のコンピュータ上でのみ使用できる、譲渡不能の非独占的権利を許諾します。
2. ユーザーは、次項の「制限事項」および「禁止事項」に該当する場合を除き、本ソフトウェア、および収録されたファイルを以下の目的で利用することができます。但し、それらの範囲を超える利用、または利用用途によっては別途使用料金が必要とされる場合があります。

### 1) 広告利用

- ・無料配付物：パンフレット、カタログ、リーフレット、DM、チラシ、メニュー、POP、垂れ幕、カレンダーなど  
(※注1)
- ・展示用：ディスプレイ (※注1/注2)、サインマップ (※注1/注2)、ピクトグラフ
- ・施設（公共、非公共）：サインマップ (※注1/注2)、ピクトグラフ、看板
- ・新聞：広告利用
- ・書籍、ムック、雑誌、フリーペーパーなどの出版物（有償、無償）：広告利用
- ・企業用ホームページ：広告利用（バナー）
- ・TVなどの放送事業：広告利用

### 2) 構成物利用

- ・フリーペーパー：表紙、記事 (※注1/注5)
- ・ビデオ/CD/DVD/BDなどのメディア：パッケージ、マニュアル、レーベル、内部画面デザイン (※注5)
- ・音楽製品：パッケージ、ブックレット、CD/DVD-ROMレーベル (※注1/注5)
- ・各種ゲーム：パッケージ (※注5)、マニュアル (※注5)
- ・商業映画：劇中（ビデオ化含む） (※注1)
- ・ホームページ (※注1/※注4)：記事含むデザイン

※新聞（記事利用）、書籍（教科書、教材などの資料・図版含む）、ムック、雑誌などを含む出版物（デジタル配信含む全てのメディア）での表紙・記事利用、TVなどの各種放送事業での番組内利用（再放送、ビデオ化含む）、印刷会社での業務利用は別途ライセンスが必要となります。(※注3)

※各種ゲームプログラム中への移植・利用は、商品化ライセンス契約が必要となります。

### 3) 私的使用目的での利用、または社内・内部使用とプレゼンテーション使用目的での利用

- ・年賀状、クリスマスカードなどの個人的な印刷物
- ・個人のホームページ（5点を超える利用は別途ライセンス） (※注4)
- ・企画書やプレゼンテーション資料

---

注意事項：詳しくは、次ページ以降「■制限事項」に記載されています。

---

(※注1) 2点以上の複数の地図成果物を利用の場合には、別途ライセンス契約が必要になります。

(※注2) 看板・サイン、その関連事業者の利用は、別途ライセンス契約が必要になります。

(※注3) 放送、新聞、出版、教育、印刷事業など、弊社が定める特定事業（以下「特定事業」という。）での地図成果物利用には、別途ライセンス契約が必要になります。

(※注4) 特定事業での利用、またはホームページなどの利用には、原則として定められたコピーライト表記が必要になります。「地図提供：株式会社平凡社地図出版 ©ROOTS 制作委員会」もしくは「(C)ROOTS/Heibonsha.C.P.C」

(※注5) 出版物の表紙や商品のパッケージ前面などのデザイン利用は、その利用内容によって別途ライセンスの取得が必要になる場合があります。

## ■制限事項

- 1
  - 01) ファイルを1名のユーザーが1台のコンピュータシステムで使用する場合、および前項「ライセンス」で定められたファイル利用の場合を除き、ファイルを複製すること。
  - 02) ファイルが企業・団体、それに準ずる内部におけるイントラネットやサーバーなどを経由し、複数のユーザー、もしくは複数のコンピュータなどのデバイスでアクセス可能な環境におくこと。
  - 03) ファイル、もしくは成果物を利用して、いかなるオンラインサービス、掲示板サービス、インターネットサイト、あるいはそれに類する環境によってダウンロードサービスを行うこと。
  - 04) ファイル、もしくは成果物をポストカード、カレンダー、シール、文具等、商品の主要な部分で利用すること。
  - 05) ファイル、もしくは成果物を利用し上項03) または名刺、イラスト集、文具、手帳、カレンダー、ポップ、サインマップ、看板、Tシャツ等、製作販売または製作サービス、印刷サービスを行うこと。(グリーティングカード・サービスを含む)
  - 06) ファイル、もしくは成果物を企業の商品およびサービス、キャンペーンを象徴するイメージ(VI: ビジュアル・アイデンティティ) (費用を投下して行う宣伝活動などの象徴として) に利用すること。
  - 07) ファイル、もしくは成果物を出版物の表紙や商品パッケージ前面などの主要な部分において利用する場合、イメージ領域全体の概ね50%程度を超える主要な構成物として利用すること
  - 08) ファイル、もしくは成果物を検索地図などホームページ上で公開する場合、オリジナルデータがダウンロード可能となる環境を作ること
  - 09) ファイル、もしくは成果物をGIS(地理情報システム)などのソフトウェア製品、携帯電話などの端末機用アプリケーションソフトに移植利用すること、あるいはゲームソフト(ソフトウェア・SNSを含むオンライン・アーケードなど含む)において主要な地図として移植利用すること
  - 10) ファイル、もしくは成果物を利用して新たな地図、地図帳などの製作販売または製作サービスを行うこと。
  - 11) ファイル、もしくは成果物をテレビ放映・放送などの各種放送事業において、ニュース、天気予報などを含む番組内で利用すること。
  - 12) ファイル、もしくは成果物を新聞社、ニュース通信社、出版社などマスメディアの記事やその他の業務で利用すること。
  - 13) ファイル、もしくは成果物を、エンドユーザーまたはその業務上のクライアント、その他の企業・団体が運営するサイト(同一ドメイン内ホームページ)上で、そのサイトのすべてのページ上で合計2点以上利用すること。
  - 14) ファイル、もしくは成果物を、ユーザー(個人)が運営するサイト(同一ドメイン内ホームページ)上で、そのサイトのすべてのページ上で合計5点以上利用すること。
2. ファイル、もしくは成果物を次のような条件で利用する場合は、いずれの場合においても、エンドユーザーもしくはその業務上のクライアント(企業・団体など)との別途ライセンス契約が必要です。
  - 01) GIS、ゲームなどのソフトウェア製品、携帯電話などの各種端末機用アプリケーションソフトに移植利用する場合や、プリントショップや印刷業者、グッズを含む各種印刷物、ホームページの制作、または地図製作サービスなどを行う企業や店舗などで、新たな地図、地図帳などの製作を含む、営利目的で利用する場合。  
但し、営利目的とは販売向上の補助、また促進する目的のものも含まれます。(商品化ライセンス)
  - 02) テレビ放映・放送などの放送事業で利用する場合。また、同一ネットワーク内での本局・各支局間で配信されたファイルを、当該局が現状有姿でない(編集・加工を行った)状態で再放送する場合。(放送利用ライセンス)
  - 03) 新聞社、出版社、ニュース通信社、その他のマスメディアの記事やその他の業務で利用する場合。  
(出版事業/通信事業ライセンス)
  - 04) 教科書や教材への利用の場合、ユーザーまたはユーザーのクライアントが運営・発行・出版するメディアや出版物などに利用する場合。または、学校など教育機関でのゼミ、講座での教材利用、あるいはeラーニングなどのシステム移植し、複数の顧客へ配信する場合。(教育事業ライセンス)
  - 05) 印刷事業者が、ポップやのぼり、横断幕などの製作サービス、または出版物の製作・ウェブ制作・データベース構築などの制作サービス、その他印刷業務に利用する場合(印刷事業ライセンス)

- 06) 企業や団体のロゴマークや企業理念を表現したキャラクター (CI: コーポレート・アイデンティティ) に利用する場合。 (CI 利用ライセンス)
- 07) 企業や団体の商品およびサービス、キャンペーンを象徴するイメージ (VI: ビジュアル・アイデンティティ) (費用を投下して行う宣伝活動などの象徴として) に利用すること。 (VI 利用ライセンス)
- 08) 構成物として利用する場合であっても、出版物の表紙や商品のパッケージ前面などの主要な部分において、イメージ領域全体の 50%程度を超える主要な構成物として利用する場合。 (オプション利用)
- 09) エンドユーザーまたはその業務上のクライアント (企業・団体など) が運営するサイト (同一ドメイン内ホームページ) 上で利用する場合に、そのサイトのすべてのページ上で合計 2 点以上利用する場合。 (オプション利用)
- 10) ユーザー (個人) が運営するサイト (同一ドメイン内ホームページ) 上で利用する場合に、そのサイトのすべてのページ上で合計 5 点以上利用する場合。 (オプション利用)
- 11) その他、前項「制限事項」に記載された利用を超える場合。 (業務利用 / オプション利用)

#### ■禁止事項

1. 本ライセンス条件に基づくライセンスを他に譲渡し、またはファイルの貸与など、その他の方法で他者に利用させること。
2. ファイルを流用して類似サービス、類似製品の制作・販売を行うこと。
3. ファイルを現状有姿、または加工・編集を行った場合でも、データとして不特定多数の第三者へ頒布もしくは送信・配信すること。
4. ファイルを公序良俗に反する目的、誹謗・中傷目的で利用すること。
5. 前項「制限事項」に逸脱して、ファイルを利用すること。

#### ■使用許諾の条件

1. ユーザーが本ライセンス条件に違反した場合は、許諾した使用権は告知なく直ちに撤回され、ファイルを使用する事ができなくなります。
2. 本契約期間中、弊社はユーザーに対し、当社規定の通知 (以下通知とする) によりいつでも本ライセンス条件で許諾されたファイルの使用の制限又は停止を通知する事ができるものとします。  
かかる通知により弊社がユーザーへ行った許諾は、直ちに撤回されます。

#### ■著作権その他の知的財産権

本ライセンス条件による許諾により、ファイルに関するいかなる著作権、その他知的財産権もユーザーに譲渡されるものではありません。これらに関するすべての権利は、弊社または弊社にファイルの利用を許諾している著作者の排他的財産として留保されています。

#### ■その他

1. 地図ファイル自体に障害が認められるなど、弊社の瑕疵によりファイルの使用が出来ない場合を除き、交換、返品、購入のキャンセル等はできません。
2. 本合意に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって、第一審の専属管轄裁判所とするものとします。